

■■■■ 労働関係の当事者 ■■■■

教科書 20 頁～

● 労務を供給する契約の種類

〈a〉 民法 第 \_\_\_\_\_ 条 ( \_\_\_\_\_ )

例) \_\_\_\_\_ に債務整理を依頼する

民法 第 656 条 ( \_\_\_\_\_ )

例) \_\_\_\_\_ に病気の治療をしてもらう

〈b〉 民法 第 \_\_\_\_\_ 条 ( \_\_\_\_\_ )

例) \_\_\_\_\_ に家を建ててもらおう, \_\_\_\_\_ にパーマをかけてもらう

〈c〉 民法 623 条 ( \_\_\_\_\_ ) , 労働 \_\_\_\_\_ 法 2 条 , 労働 \_\_\_\_\_ 法 9 条

伝統的な理解に立てば \_\_\_\_\_ は \_\_\_\_\_ な \_\_\_\_\_ 間の契約であり, 近代市民法原理 (=民法) が支配する世界 (→ \_\_\_\_\_ による保護は不要)

● 就労形態の多様化

近年, \_\_\_\_\_ なのか \_\_\_\_\_ なのか明確ではない働き方が広がっている

事例 1) 備車<sup>ようしゃ</sup>運転手

自己の所有するトラックを工場に持ち込んで製品を輸送する業務に従事していた運転手

\* 横浜南労基署長〔旭紙業〕事件 (最一小判平成 8.11.28 労判 714 号 14 頁)

事例 2) 研修医

国家試験に合格後, 付属病院で臨床研修を受けていた医師 (奨学金として月 6 万円受給)

\* 関西医科大学〔研修医未払賃金〕事件 (最二小判平成 17.6.3 労判 893 号 14 頁)

事例 3) フリーの映画カメラマン

プロダクションからの依頼を受けて製作に関わっていた映画の撮影技師

\* 新宿労基署長〔映画撮影技師〕事件 (東京高判平成 14.7.11 労判 832 号 13 頁)

事例 4) オートバイのライダー

ヤマハと契約を結んで, レースに出場したり, テスト走行に参加していたライダー

\* 国・磐田労基署長〔レースライダー〕事件 (東京高判平成 19.11.7 労判 955 号 32 頁)

事例 5) 一人親方

工務店からマンションの内装工事を請け負って1人で作業していた大工

\* 藤沢労基署長〔大工負傷〕事件（最一小判平成 19.6.28 労判 940 号 11 頁）

● 労働 \_\_\_\_\_ 法上の《労働者》

☆ 1985（昭和 60）年の労働基準法研究会報告が示した《労働者性》の判断要素

ア) \_\_\_\_\_ 性が高まる要素

① 仕事の依頼等に対する \_\_\_\_\_ の自由

② 業務遂行上の \_\_\_\_\_ の有無

③ 勤務 \_\_\_\_\_ ・ \_\_\_\_\_ に関する拘束性、 ④ 労務提供の \_\_\_\_\_ 性

イ) \_\_\_\_\_ 性が高まる要素

⑤ \_\_\_\_\_ の労務 \_\_\_\_\_ 性（cf. 労働基準法11条）

ウ) 判断を補強する要素

⑥ \_\_\_\_\_ 性の有無（機械器具の \_\_\_\_\_ 関係など）

⑦ \_\_\_\_\_ 性の程度

● 労働 \_\_\_\_\_ 法の第 \_\_\_\_\_ 条にいう《労働者》

Q 「労働基準法上の労働者」と「労働組合法上の労働者」は同じか？

事例 6) オペラ歌手

1年ごとに出演基本契約を締結した上で、公演ごとに個別出演契約を結んでいた歌手

個人でリサイタルを開いたり、生徒に個人レッスンをするなどの音楽活動も行っていた

\* 国・中労委〔新国立劇場運営財団〕事件（最三小判平成 23.4.12 労判 1026 号 6 頁）

事例 7) カスタマー・エンジニア

住宅設備機器メーカーの子会社と個人業務委託契約を締結して修理補修を行っていた技術者

\* 国・中労委〔INAX メンテナンス〕事件（最三小判平成 23.4.12 労判 1026 号 27 頁）